



中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）

〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1 電話(027)288-0371 FAX(027)230-8052

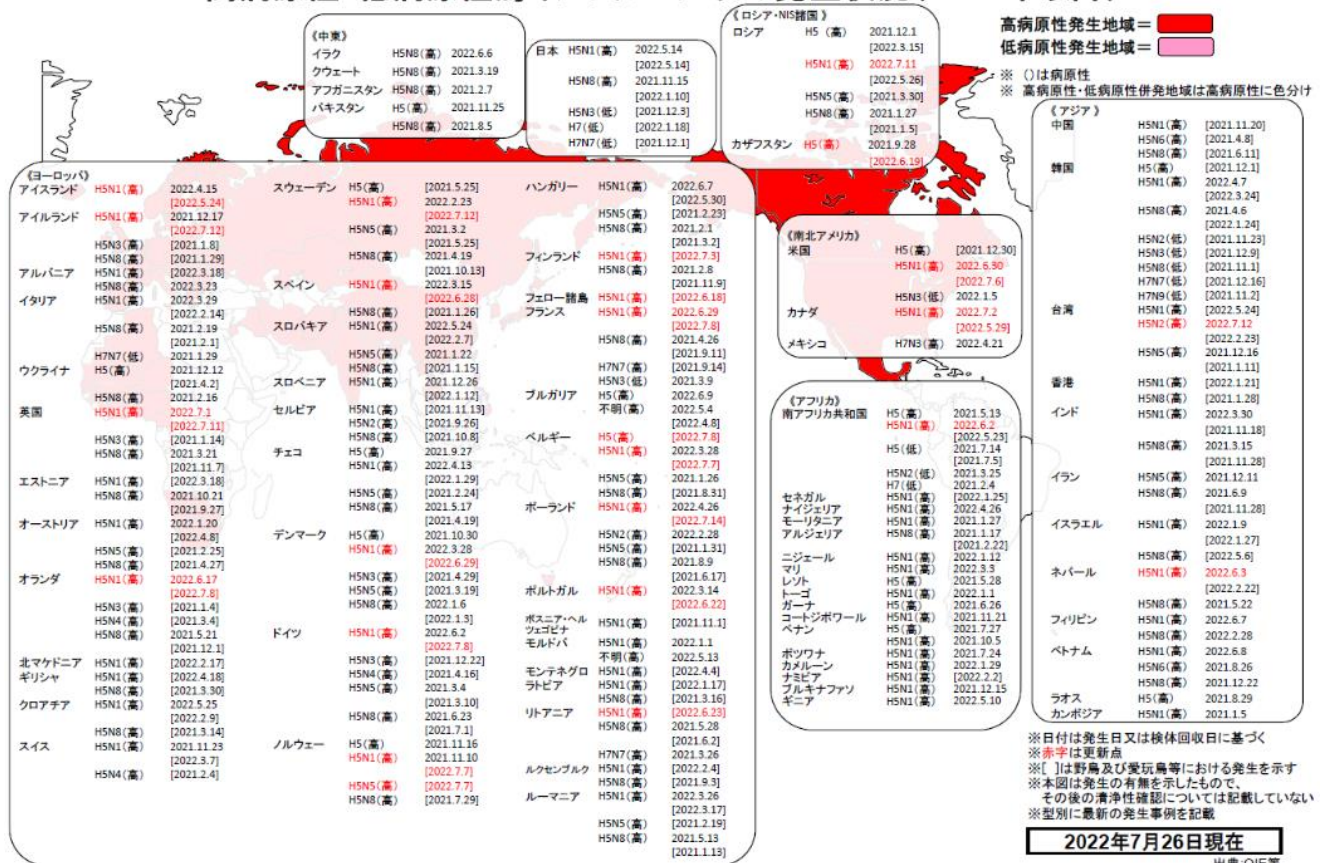
【記事】

- 1 高病原性・低病原性鳥インフルエンザ発生状況
- 2 夏季休暇期間中における鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底
- 3 飼養衛生管理基準の遵守徹底について【埋却等に備えた措置】
- 4 飼養衛生管理基準遵守状況確認の立入り検査について
- 5 暑熱対策をお願いします

◆高病原性・低病原性鳥インフルエンザ発生状況◆

国内では、昨年11月から今年3月までに、12道県25事例の発生があり、合計約189万羽が殺処分されました。今シーズンは、欧米やアジアでも高病原性鳥インフルエンザが続発し、世界では、令和4年6月以降も発生が確認されている地域があります。令和4年7月26日現在の発生状況は以下のとおりです。なお、我が国は令和4年6月13日をもって、高病原性鳥インフルエンザの清浄化宣言がなされています。

高病原性・低病原性鳥インフルエンザの発生状況(2021年以降)



◆ 夏季休暇期間中における

鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底 ◆

前述のとおり、世界では本年6月以降も鳥インフルエンザの発生が確認されている地域があります。畜産関係者は、鳥インフルエンザをはじめ、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ等の発生地域への渡航を可能な限り自粛して下さい。

家きん飼養農場を含む畜産関係者の皆様方におかれましては、引き続き、飼養衛生管理の徹底や早期の発見・通報のために監視の強化に万全を期していただきますようお願いいたします。



消毒及び衛生管理区域への病原体の持込み防止の再徹底

(1) 衛生管理区域への病原体持込み防止の徹底

- 衛生管理区域に**必要のない者を立ち入らせない**、**不要な物を持ち込まない**こと。
- 衛生管理区域に立ち入る場合又は物を持ち込む場合には、**専用の手袋・長靴の着用**、**手指の消毒**、**当該物品の消毒**等を実施すること。
- 消毒にあたっては、**適切な濃度の消毒薬**を使用すること。
- **踏込消毒槽**など希釈後一定期間蔵置する消毒薬は、汚れた場合だけでなく、少なくとも**1日1回は交換**すること。
- 更衣・消毒後の清浄な衣服・機材等が**再汚染しないよう適切な動線**を確保するとともに、日常の飼養管理において各従業員・関係者がこれを徹底すること。

(2) 野生動物による病原体の侵入及び感染拡大防止の徹底

- 防鳥ネットや鶏舎壁、天井の破損等を**定期的に点検**し、破損等を確認した際には、**速やかに修繕**すること。

毎日の健康観察、早期発見及び早期通報の再徹底

- **早期発見・早期通報**できるよう、飼養鶏の**毎日の健康観察**を入念に行うこと。
- 鳥インフルエンザを疑う症状や死亡率の急激な増加を発見した場合は速やかに家畜保健衛生所へ通報すること。

◆ 飼養衛生管理基準の遵守徹底について ◆

令和2年10月1日に、鶏その他家きんにおける飼養衛生管理基準が改正され、家きん飼養者の皆様にはその遵守により発生予防に万全を期して頂いているところです。今後施行予定の以下の項目については、その期日までに遵守出来るよう、早めのご準備をお願いします。

【施行日：令和4年10月1日】

埋却等に備えた措置

家きんの死体の埋却の用に供する土地（家きん（日齢が満150日以上のものに限る。）100羽当たり0.7平方メートルを標準とする。）又は家きんの死体の焼却の用に供する焼却施設を確保すること。

◆ 飼養衛生管理基準遵守状況確認の立入り検査について ◆

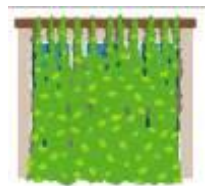
家畜伝染病の防疫対策上、重要なことは、「発生予防」と「早期発見・通報」、「初動対応」です。このうち、最も重要な「発生予防」を徹底するために、家畜伝染病予防法では、家畜の所有者が最低限守るべき衛生管理の基準を「飼養衛生管理基準」として定め、その遵守を義務づけています。

飼養衛生管理基準の遵守状況については、ご提出いただいた定期報告書の確認とともに、家畜保健衛生所が立入り検査を行い確認しています。家きんを100羽以上飼養している農場には年に1度、立入りを行わせていただいております。立入り検査の際はご協力をお願いいたします。

◆ 暑熱対策をお願いします ◆

8月は晴れの日が多く、平年より気温が高い予報(気象庁)となっています。

卵用鶏では18℃～25℃が快適な温度であり、33℃を超えると卵重や産卵率の低下、熱死等の被害が現れるため、暑熱対策が重要となります。引き続き万全な対策で夏を乗り切りましょう！



- (1) 日よけ（寒冷紗、よしず、つる性植物等の利用）を設置しましょう。
- (2) 屋根や壁からの蓄熱量を減らすため、畜舎内や屋根の散水、また、屋根に石灰乳を塗り白くするのも太陽光を反射するので、効果的です。
- (3) 換気扇や送風ダクトによる送風で、熱気を追い出し、新しい空気を取り入れます。
- (4) できるだけ、密飼いにしないようにしましょう。
- (5) 消化のよい良質飼料を与え、給餌は涼しい夜間に食べさせる工夫をしましょう。重曹やミネラル、ビタミンも適切に給与しましょう。
- (6) 給水施設の掃除を実施し、新鮮な水を常に十分飲水できるようにしましょう。
- (7) 家畜に異常がないか、よく観察しましょう。

また、毎年、農作業従事者の熱中症による死亡事故が報告されています。炎天下での作業はできるだけ避け、作業中はこまめに水分・塩分を補給しましょう。大量の発汗やめまい、頭痛、吐き気などの症状がでたら、すぐ作業を中止して体を冷やし、医療機関を受診してください。



家畜保健衛生所は**365日24時間対応**の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

中部家保 ☎ **027-288-0371**

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。